

第 10 号議案

足立区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 15 年 2 月 25 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区組織条例（昭和 52 年足立区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表総務部の部（7）の項中「災害対策」を「危機管理及び災害対策」に改め、同表地域振興部の部（1）の項中「区民活動」を「コミュニティ活動」に改め、同部中（5）の項を削り、（4）の項を（5）の項とし、（3）の項を（4）の項とし、（2）の項を（3）の項とし、（1）の項の次に次の 1 項を加える。

（2） N P O 活動の支援に関すること。

第 2 条の表地域振興部の部中（6）の項を削り、（7）の項を（6）の項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

（7） 学童保育室に関すること。

（8） 男女共同参画の推進に関すること。

第 2 条の表産業経済部の部中（4）の項を削り、（5）の項を（4）の項とし、（6）の項から（8）の項までを 1 項ずつ繰り上げ、（9）の項の前に次の 1 項を加える。

（8） 国際化への対応に関すること。

第 2 条の表土木部の部（1）の項中「、河川及び公共溝渠」を「、公園、河川及び公共溝渠^{きよ}その他土木」に改め、同部中（2）の項を削り、（3）の項を（2）の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

（3） 区施行及び組合施行の土地区画整理に関すること。

第 2 条の表土木部の部（4）の項を削る。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(提案理由)

分掌事務を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。